

コムスン・ショック

制度は人と社会を救えるか

避けては通れない 家族介護と介護予防

平成 12 年 4 月に、それまで福祉事業として無料サービスだった介護に、保険制度が導入されました。無料なるがゆえにサービスを受ける側にその質を選択する余地のなかった介護は、利用者自身の支払能力によりサービスの質や入所の環境を選択できる仕組みへと変わりました。

そして、すでに高齢社会となっている日本にあって、介護事業を公の手で続けることは不可能なことは歴然と予測されたので、サービスの担い手を充足させるために、国は民間企業に事業への参加を呼びかけ、莫大な国家予算を介護事業の助成に注ぎました。これにより、介護事業は大きく長期的な安定したマーケットであったこともあり、多くの民間企業が参入しました。

不正行為は別として、コムスンが果してきた「へき地と深夜の介護」は、他の介護事業者にとっては事業として成り立たせることが難しい分野であり、多くの利用者とその家族を支援してきただけに、事業撤退により**介護難民**と呼ばれるようになる利用者が続出することでしょう。また、国からの介護事業者への助成が削減（当然そうなるものなのですが...）され、コムスンの不正行為により行政指導が厳しくなり、以前からの日本全体としての安さ競争が重なり、正面から介護に向き合ってきた事業者とその従業員ほど、福祉の精神と経営と制度のハザマで困惑が生じています。

介護事業が健全に成り立つには、利用者を介護する人手の不足を解消することも必要です。そのためには、「介護は魅力的な仕事だ。長年続けていきたい。」と従業員や学生・生徒が思える勤務条件（給与、休暇、福利厚生など）の整備も必要です。となると、利用者の金銭的負担を大きくするか、介護保険料を引き上げるか、介護保険への加入を 40 歳以上から 20 歳以上に引き下げて保険制度の担い手を増やすか、国家予算のムダを省いて介護事業への助成に回すかということになるでしょう。しかし、介護事業者も一部にみられるような助成や保険といった国からの支援に頼った経営ではなく、その支援を設備投資や人材育成に利用して、企業としての実力をつける努力も必要だったように感じます。（介護事業だけではありませんが...）

（ウラ面へつづく）

Quiz 労働法 教育委員会

問題です。（解答・解説はウラ面）

1 日の法定労働時間は 8 時間、1 週間の法定労働時間は 40 時間であるが、従業員の過半数の代表者と協定（書面）を結び、労働基準監督署へ届け出ることにより、一定の期間（ヶ月を超え 1 年以内）の 1 週間当たりの平均労働時間を 40 時間以内とすることができる。この場合、繁忙日に 8 時間を超えて、繁忙期に週 40 時間を超えて労働させることができ、**割増賃金の対象とはならない**。

ただし、以下の条件がある。

1. 一定の期間がヶ月を超える場合は、1 年当たりの休日は日以上（一定期間が半年の場合はその半数、4 ヶ月の場合はその 3 分の 1 の休日数）を定めなければならない。
2. 1 日の労働時間は時間以内、1 週間の労働時間は時間以内（積雪地帯の建設業の屋外労働者と隔日勤務のタクシー運転手を除く）

ご存知ですか？ こんな制度

国民健康保険 退職被保険者

老齢**厚生**年金の受給権があり、市町村の国民健康保険（以下、市町村国保）に加入している人や、これから加入しようとする人に、厚生年金への加入期間が 20 年以上、または、40 歳以降の厚生年金への加入期間が 10 年以上ある場合は、**退職被保険者**として市町村国保へ加入することができます。保険料の算出方法や医療費の自己負担率は市町村国保と同じなので、市町村国保の場合と比べてメリットはありませんが、医療費には市町村国保以外の公費が充てられるので、**財政の負担軽減**ということで市町村からは喜ばれます。

手続きは、の人は、老齢厚生年金の証書到着日の翌日から原則 14 日以内に、の人は社会保険の適用から外れた日の翌日から原則 14 日以内に、その年金証書を添えて自宅住所の市町村役場で行うことができます。

障害厚生年金や**遺族**厚生年金を受け取っている人であっても、を満たす場合は、**老齢**厚生年金の証書を持参してください。

介護の利用者はケガや病気とは異なり、残念ながら要支援状態や要介護状態から抜け出すことは不可能な場合が多いでしょう。自身の状態を歯がゆく思ったり、苦慮する家族を憂う利用者も多いです。ただ言えることは、介護の利用者もその家族も今現在健康な方々も、いかに介護と向き合うか。いかに制度を利用し、いかに家族でふれあえるか。

がんばり過ぎない介護 遊びと食による楽しい予防

上の「いかに」の解答を西川事務所は持ち合わせていませんが、せめて気持ちにはゆとりを持ちたいですね。

10月からの主な法令適用条項の概要

<p>雇用保険法</p> <p>1) 平成 19 年 10 月 1 日以降に退職した失業者への失業給付には、雇用保険への加入期間が原則として 1 年以上必要</p> <p>2) 平成 19 年 3 月 31 日以降に育児休業から職場復帰した被保険者への育児休業者職場復帰給付金の給付率は休業開始時賃金日額の 20% (10%)</p> <p>3) 平成 19 年 10 月 1 日以降に受講した指定講座への教育訓練給付が受講料の 20% (20%)</p>	<p>厚生年金保険法</p> <p>1) 7 月の算定基礎届けによる標準報酬月額を 9 月分 (納付期限は 10 月 31 日) の保険料から適用</p> <p>2) 9 月分の保険料 (納付期限は 10 月 31 日) の保険料率が「1000 分の 149.96 (3.54%)」</p> <p>雇用対策法</p> <p>1) 従業員の募集・採用時に年齢制限を行うことの禁止 (職安への求人票も)</p> <p>2) 外国人雇用状況等の届出の義務化</p>
---	---

厚生労働省職員を装った不審電話について

最近、厚生労働省職員を装って、各企業に対し「厚生労働省からのお知らせ」とした上で、「労働保険・雇用保険の還付が発生しましたので、詳細については 番を押してください。」との電話がかかってきており、注意情報が出されております。

現在のところ、具体的な被害は起きていないようですが、うっかり言うことを聞いて 番を押すことのない様に、ご注意ください。

また、具体的にこのような電話が掛かってきた等の場合は、西川事務所 (0866-22-7568) までご連絡ください。

今すぐ使えるフリーソフト 番外編



inksaver (インクセーバー) Version 2.0

<http://www.medianavi.co.jp/product/inksaver/inksaver.html>

フリーソフトではありません。印刷文字・画像の品質を保ったままインクを節約するエコロジー・ソフトです。インクジェットプリンタで使うインク量を適切な濃度にコントロールし、インクカートリッジの寿命を最大 4 倍に延ばすことができます。15 日間無料お試し版があります。



.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 **西川 浩二**
 〒716-0033 岡山県高梁市南町 183
 TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565
 URL <http://stop-click.com/>
 e-Mail nishikawa@stop-click.com

Quiz 労働法 教育委員会

解 答 ・ 解 説 (ご意見・ご質問を承ります)

ア:1、イ:3、ウ:280、エ:10、オ:52
 この制度を 1 年単位の変形労働時間制といいます。

協定事項の留意点

- 1) 制度を適用する従業員
- 2) 一定の期間の起算日
- 3) 一定の期間中の労働日および労働時間
- 4) 協定の有効期間

一定の期間が長いと、業種によっては労働日をあらかじめ定めることが不可能な場合があります。この場合は、1 ヶ月(以上)ごとの期間に区分して、最初の区分期間を除く区分期間中の労働日数とその期間中の総労働時間を定め、各区分期間が始まる前に区分期間中の労働日と労働時間を定めれば事足ります。

ただし、区分期間中の労働日と労働時間は、その区分期間が始まる **30 日前**までに定める必要があります。